

市県民税、所得税の申告が始まります

もう準備はお済みですか？
詳しくは、広報「よっかいち」1月下旬号をご覧ください

市県民税の申告書（オレンジ色の封筒）の人は 市役所または市民センターなどへ

※土・日曜日は除きます

会場	期 日	時 間
羽津地区市民センター	2月21日(木)・22日(金)	9:00～14:30
市役所(2階市民税課)	3月8日(金)～15日(金)	9:00～16:00

◎申告書は郵送などで提出できます

申告書は「市県民税の手引き」を参考に正確に記入してください。作成した申告書は、郵送か地区市民センター経由で提出することができます。必要書類を必ず添付してください。なお、添付いただいた必要書類の返送をご希望される人は、返信用封筒を同封してください。

✿問い合わせ先 四日市市役所 市民税課 TEL 354-8132
ホームページ <http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/>
総合サービス案内「税金・ふるさと応援寄付金」
⇒業務案内「市・県民税」

四日市税務署からの確定申告会場のお知らせ

※土・日曜日は除きます

会場	開設期間	時 間
じばさん三重 6階	2月18日(月)～3月15日(金)	9:00～17:00

- * この期間は四日市税務署内では確定申告会場を設けませんので、ご注意ください。
- * 混雑の状況により受付を早めに終了する場合があります。
- * 会場・じばさん三重へのお問い合わせはご遠慮ください。
- * 無料駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。



◎申告書は郵送などで提出できます

◎申告会場に行かなくても自宅で確定申告書が作成できます！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、24時間いつでも確定申告書や青色申告決算書、収支内訳書、消費税の確定申告書、贈与税の申告書などの作成ができます。また、e-Taxをご利用いただくと、自宅やオフィスなどからインターネットを利用して申告ができます(e-Taxをご利用いただくには、事前に手続きが必要となります)。



税理士による無料税務相談を開催します

☆相談時間 9:30～16:00 (12:00～13:00は除きます)

会場	2月									3月	相談可能人数 (1日当たり)
	18 月	19 火	20 水	21 木	22 金	25 月	26 火	27 水	28 木	1 金	
あさけプラザ (下之宮町296-1)	休 館 日	休 館 日	○	○	○	休 館 日	○	○	○	○	概ね110名
三重県四日市庁舎 (新正四丁目21-5)	○	○									概ね60名

- * この期間以外は、開催していません。
- * 1日の相談可能人数に達した場合、受け付けを早めに終了する場合があります。
- * 会場ではe-Taxによる申告相談も行っています。
- * 利用者識別番号、暗証番号がお分かりの場合は、番号のわかる書類をご持参ください。

相談の対象となる人

- ①前年分の所得金額(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除前または事業専従者控除前)が300万円以下の人
- ②消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成22年分)の課税売上高が3000万円以下で、かつ①に該当する人

* なお、譲渡所得、山林所得、贈与税の申告をされる人、また相談内容が複雑な人・申告書の作成に長時間を要する人は、税務署の確定申告会場をご利用ください。

✿国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/> (申告・納税手続)

✿問い合わせ先 四日市税務署 TEL 352-3141